

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 六七
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六八
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 六八
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 六八
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 六八
- 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 六八
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六九
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 六九
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 七〇
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件 七〇
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 七〇
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 七〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 七〇

**公 告**

- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 七三
- 福島県選挙管理委員会 七三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 七三

## 告 示

### 福島県告示第七七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月十日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	藤 雄 平
医療法人仁ノ会鏡石クリニック	岩瀬郡鏡石町本町二〇一—三	指定年月日	平成二十五年一〇月一日
医療法人正明会まつもと脳神経・内科クリニック	福島市南矢野目字道下三五—一〇	同	同
スマイル薬局松川店	同 市松川町字天王原九四	同	同
ひろ薬局	会津若松市門田町大字日吉字策籬田二七一—二	同	同
あい東栄町薬局	同 市東栄町五—三四	同	同
つるが薬局	同 市一箕町鶴賀字堤二—六七	同	同
アイン薬局南相馬東店	同 南相馬市原町区高見町二—二二—一	同	同
医療法人知仁会かみやま皮フ科クリニック	同 須賀川市宮先町二四—一	同	同
石川内科	同 市下宿町五七	同	同
スマイル薬局二本松店	同 二本松市正法寺町一九九—一	同	同
スマイル薬局船引店	同 田村市船引町船引字南町通一一七—二	同	同

（社会福祉課）

### 福島県告示第七七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	変更前	所在地
	変更後	
さんあい訪問看護ステーション	須賀川市弘法坦五三二二	須賀川市森宿字狐石二二九一七

(社会福祉課)

福島県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	廃止年月日
鏡石クリニック	岩瀬郡鏡石町本町二〇一―三	平成二五年九月三〇日
アイル薬局上野寺店	福島市上野寺字西原一八―二	同 年八月三十一日
まつもと脳神経・内科クリニック	同 市南矢野目字道下三五―一〇	同 年九月三〇日
スマイル薬局松川店	同 市松川町字天王原九四	同 年一月三十一日
ひろ薬局	会津若松市門田町大字日吉字筑籬田二七―二	同 年九月三〇日
柿沼皮膚科クリニック	南相馬市原町区二見町三一―五―一	同 年二月二日
医療法人知仁会かみやま皮膚科クリニック	須賀川市弘法坦一一七―三	同 年一月八日
石川内科	同 市下宿町五七	同 年三月〇日
スマイル薬局二本松店	二本松市正法寺町一九九―一	同 年一月三十一日
スマイル薬局船引店	田村市船引町船引字南町通一一七―二	同 年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	休止年月日
上野寺内科クリニック	福島市上野寺字西原九―一	平成二五年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	再開年月日
上野寺内科クリニック	福島市上野寺字西原九―一	平成二五年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
増子 政次	郡山市大槻町中柵	在宅訪問マツ	二本松市竹田二―一	平成二五年九月一日
須藤 時子	郡山市富久山町久保田字大原一	て二本松店	八七―四	同 日



福島県告示第七百八十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

（社会福祉課）

ムだんらん 笹谷	字谷地前二 二一五	人あいあい 福祉会	川町浅川字仲松 二一一	応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護	ヘルパース テーション ひだまり	同 市渡利 字中江町四 〇一一	福島医療生 活協同組合	同 市渡 利字中江町六六	同 年 一月一日	訪問介護 介護予 防訪問介 護	老人デイサー ビスセンタ ー ひだまり	同	同 日 五月一日	通所介護 介護予 防通所介 護	あつか、I z comくら ぶ	会津若松市 旭町一一〇	株式会社い ぶ樹	同 県会津若松 市八角町一六一 四〇	同 年 五月一日	訪問介護 介護予 防訪問介 護	だんらん	須賀川市弘 法坦二四一	有会社社フ ジ薬局	同 県須賀川市 本町四七	同 年 一月一日	通所介護 介護予 防通所介 護	そうごう薬 局相馬店	相馬市大曲 字大毛内七 七一五	総合メデイ カル株式会 社	福岡県福岡市中 央区天神二一 四一八	同 年 二月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
-------------	--------------	--------------	----------------	--	------------------------	-----------------------	----------------	-----------------	-------------	--------------------------	------------------------------	---	-------------	--------------------------	-----------------------	----------------	-------------	--------------------------	-------------	--------------------------	------	----------------	--------------	-----------------	-------------	--------------------------	---------------	-----------------------	---------------------	--------------------------	-------------	--

る第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支  
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと  
される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事  
業所の名称を変更した旨届出があった。  
平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地
変更前	変更後			
館岩村介護老 人保健施設湯 花里苑	南会津町介護 老人保健施設 湯花里苑	南会津郡南会津 町湯ノ花六四八	南会津町 南会津	福島県南会津郡 南会津町田島字 後原甲三五三 一一一
館岩村介護老 人保健施設湯 花里苑	南会津町介護 老人保健施設 湯花里苑	同	医療法人 社団仁嘉 会	東京都新宿区四 谷二一八
指定訪問介護 事業所南相馬 市社会福祉協 議会原町区事 業所	指定訪問介護 事業所南相馬 市社会福祉協 議会	南相馬市原町区 小川町三二二一 一	社会福祉 法人南相 馬市社会 福祉協議 会	福島県南相馬市 原町区小川町三 二二一一

（社会福祉課）

福島県告示第七百八十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す  
る第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支  
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと  
される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事  
業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の	事業者の主たる
--------	---------	------	---------



清水東地域包括支援センター	同 市北沢又字番 匠田五	同	同	同
笹谷サポートセンターよりあい	同 市笹谷字鍛冶屋敷一七一	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ひまわり居宅介護支援事業所	西白河郡西郷村字下前田西四五	トーモク株式会社	福島県白河市池下向山一―三	平成二十五年一月三〇日	居宅介護支援事業
北信ホームヘルプセンター	福島市瀬上町字前川原二七一	社会福祉法人すこやか福祉会	福島県福島市沖高字中島一四―一	同 年一月三一日	訪問介護
合同会社 あつたか I'z com くらぶ	会津若松市旭町二―二〇	合同会社 あつたか I'z	同 県河沼郡会津坂下町大字宮古字台畑五二	同 年四月三〇日	同
指定訪問介護事業 所南相馬	南相馬市鹿島区西町二―一	同	同 県南相馬市原町区小川町三二二―一	同 年九月三〇日	同

市社会福祉協議会 鹿島区事業所	一七			
-----------------	----	--	--	--

(社会福祉課)

福島県告示第七百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十五年十一月七日救急病院として認定した。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平

名称 渡辺病院  
所在地 南相馬市原町区西町二丁目五番地  
認定有効期限 平成二十八年一月六日

(地域医療課)

福島県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十二月十日から平成二十六年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

福島県知事 佐藤雄平





数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十五年十二月二日現在において、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、三二三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇一、九五二
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	得票数	選挙区	得票数
福島市	七七、八〇九	田村市田村郡	一九、一九七
会津若松市	三三、四七〇	南相馬市相馬郡飯館村	一九、八五九
郡山市	八七、九九一	伊達市伊達郡	二八、四五二
いわき市	九一、四八八	本宮市安達郡	一〇、六一九
白河市西白河郡	三〇、二六八	南会津郡	八、二四八
須賀川市岩瀬郡	二六、二三三	河沼郡	六、六一四
喜多方市耶麻郡	二二、三〇三	大沼郡	八、〇二三

相馬市相馬郡新地町	二二、〇二四	東白川郡	九、四二六
二本松市	一五、九八三	石川郡	一一、八九二
双葉郡	一八、六七八		